

# 第3次東庄町男女共同参画計画 (案)



東庄町イメージキャラクター  
コジュリンくん

令和 年 月 東庄町



# 目次

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| <b>第1章 計画の策定に当たって</b> .....         | 1  |
| 1. 計画策定の趣旨.....                     | 1  |
| 2. 計画の位置づけ.....                     | 2  |
| 3. 計画の期間.....                       | 2  |
| <b>第2章 男女共同参画を取り巻く東庄町の状況</b> .....  | 3  |
| 1. 東庄町の現状.....                      | 3  |
| (1) 人口と世帯の状況.....                   | 3  |
| (2) 結婚・出産の状況.....                   | 5  |
| (3) 就労分野における女性の参画状況.....            | 7  |
| (4) 政策・意思決定過程への女性の参画状況.....         | 8  |
| (5) 男女の平等意識.....                    | 8  |
| 2. 「第2次東庄町男女共同参画計画」の取組状況.....       | 10 |
| <b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....         | 12 |
| 1. 基本理念.....                        | 12 |
| 2. 基本目標.....                        | 12 |
| 3. 計画の体系.....                       | 13 |
| 4. 計画の評価指標.....                     | 14 |
| <b>第4章 施策の内容</b> .....              | 16 |
| 基本目標Ⅰ あらゆる分野やステージにおける男女共同参画の促進..... | 16 |
| 施策の方向1. あらゆる分野における男女共同参画の促進.....    | 16 |
| 施策の方向2. ライフステージに応じた男女共同参画の促進.....   | 18 |
| 基本目標Ⅱ 多様な働き方に対する支援の充実.....          | 21 |
| 施策の方向1. 誰もが働きやすい職場環境づくり.....        | 21 |
| 施策の方向2. 働く場における女性への活躍支援.....        | 23 |
| 基本目標Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせるまちの実現.....       | 24 |
| 施策の方向1. あらゆる暴力の根絶と人権の尊重.....        | 24 |
| 施策の方向2. 誰もが安心して暮らせる環境の整備.....       | 27 |
| 施策の方向3. 心身の健康づくりの促進.....            | 29 |

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| 基本目標Ⅳ 男女共同参画社会の実現に向けた意識変革と基盤整備 ..... | 30 |
| 施策の方向1. 男女共同参画への意識啓発 .....           | 30 |
| 施策の方向2. 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進 .....  | 32 |
| 施策の方向3. 推進体制の整備・強化 .....             | 34 |

# 第1章 計画の策定に当たって

## 1. 計画策定の趣旨

東庄町では、平成28年3月に、男女共同参画社会基本法に基づく「東庄町男女共同参画計画」を策定して以来、「第2次東庄町男女共同参画計画」（令和3年3月策定）を経て、男女共同参画社会<sup>1</sup>の実現を目指して様々な施策に取り組んできました。

「第2次東庄町男女共同参画計画」の策定から5年が経過する間、少子高齢化の進行や社会・経済情勢の急速な変化、新型コロナウイルス感染症の世界規模での感染拡大などにより、男女共同参画社会を取り巻く状況は大きく変化しています。

分野別にみると、労働分野では、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）や、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法）等の改正により、男性の育児休業取得促進や女性活躍に関する事業所の取組義務化、職場におけるハラスメント対策などが進んできています。こうした取組等により、男女共同参画は着実に前進し、女性の活躍推進に対する社会の気運も高まってきました。

性犯罪及び暴力対策では、平成13年に制定された、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）の改正により、精神的なドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）<sup>2</sup>も接近禁止命令の対象への拡大や保護命令違反の厳罰化が定められたほか、令和6年4月には、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）が施行され、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、DV・児童虐待により居場所がないなど、困難な問題を抱える女性に対し、民間団体と連携した支援の強化が求められています。

さらに、多様性に関する理解が不十分である現状を踏まえ、性的指向<sup>3</sup>及びジェンダーアイデンティティ<sup>4</sup>の多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とし、令和5年6月に、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）が公布・施行されました。

こうした状況に対応し、東庄町における男女共同参画社会の実現に向けた取組をさらに推進していくため、「第3次東庄町男女共同参画計画」を策定します。

---

<sup>1</sup> 男女共同参画社会：「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（男女共同参画社会基本法第2条）のこと。

<sup>2</sup> ドメスティック・バイオレンス（DV）：日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。

<sup>3</sup> 性的指向：「恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向」（LGBT理解増進法第2条第1項）のこと。

<sup>4</sup> ジェンダーアイデンティティ：「自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識」（LGBT理解増進法第2条第1項）のこと。

## 2. 計画の位置づけ

- (1) この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づくものであり、東庄町における男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画です。
- (2) この計画は、国及び千葉県の男女共同参画に関する計画を勘案し、「東庄町総合計画」との整合性を図りながら、東庄町における男女共同参画計画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画です。
- (3) この計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）第2条の3第3項に基づく配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する東庄町の基本計画としても位置づけます。
- (4) この計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第6条第2項に基づく東庄町の推進計画としても位置づけます。

## 3. 計画の期間

この計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

なお、今後の社会情勢の変化や本計画の進行状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

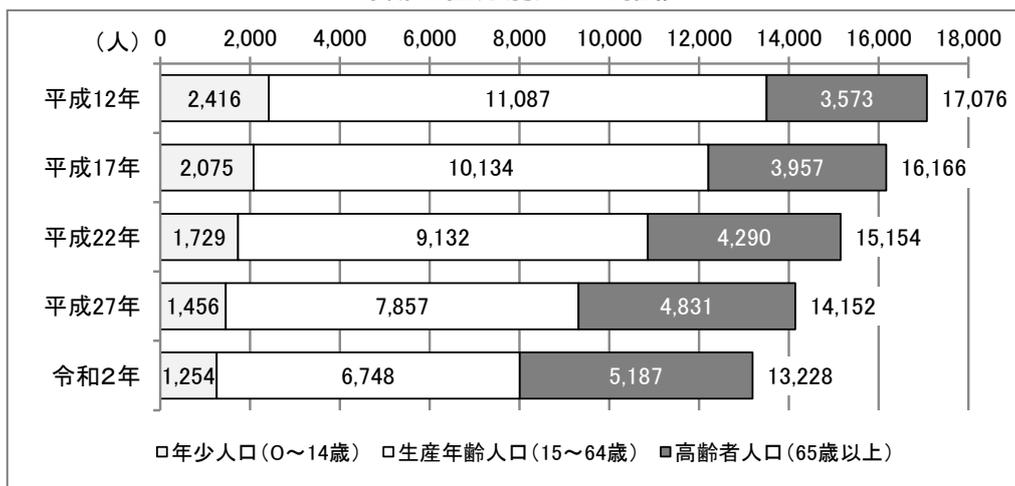
## 第2章 男女共同参画を取り巻く東庄町の状況

### 1. 東庄町の現状

#### (1) 人口と世帯の状況

国勢調査によると、平成12年に17,076人であった総人口は、一貫して減少を続けており、令和2年は13,228人となっています。特に「年少人口」は平成12年からの20年間で半数程度減少し、1,254人となっています。

<年齢3区分別人口の推移>

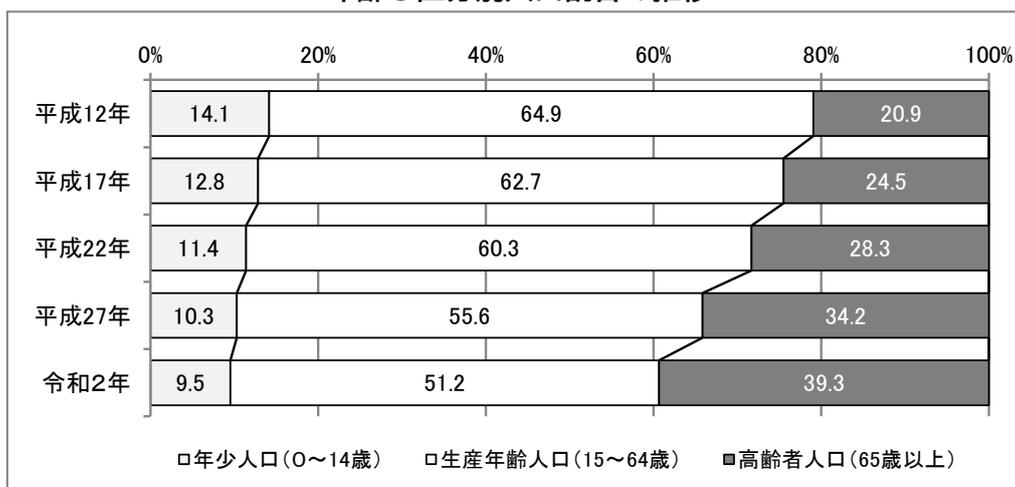


(注) 総人口は「年齢不詳」を含む。このため各区分の合計と一致しない場合がある。

資料：国勢調査

年齢3区分別人口割合の推移をみると、「高齢者人口」は増加しているのに対し、「年少人口」と「生産年齢人口」は減少しており、少子高齢化が進行している様子がうかがえます。

<年齢3区分別人口割合の推移>

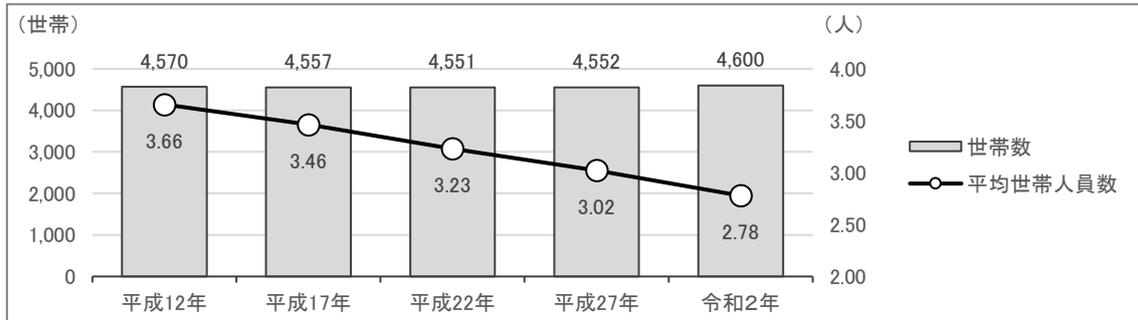


(注) 「年齢不詳」を除いて算出

資料：国勢調査

世帯数については平成 27 年まで概ね横ばいで推移し、4,500 世帯台となっていました  
 ましたが、令和 2 年には 4,600 世帯に増加しています。一方、1 世帯当たりの平均世帯人員  
 数は減少しており、令和 2 年は 2.78 人となっています。

### <世帯数・平均世帯人員数の推移>

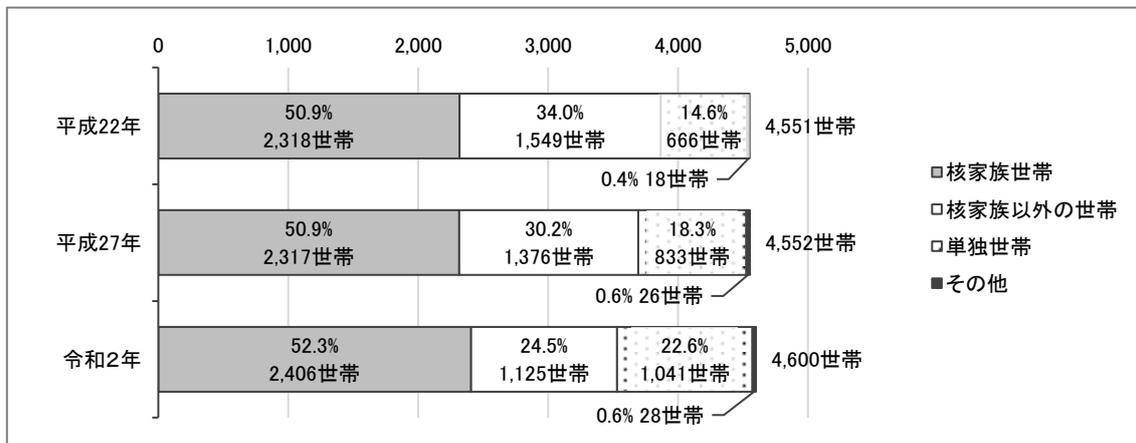


資料：国勢調査

家族類型別の世帯割合をみると、平成 22 年から平成 27 年にかけて核家族世帯割合は  
 横ばいで推移していましたが、令和 2 年には核家族以外の世帯割合が減少し、単独世帯及  
 び核家族世帯の割合が増加しています。

また、核家族世帯の内訳をみると、「夫婦と子どもから成る世帯」の占める割合が減少  
 傾向で推移している一方、「男親と子どもから成る世帯」と「女親と子どもから成る世帯」  
 の占める割合が増加しており、ひとり親世帯が増加傾向であることがみてとれます。

### <家族類型別世帯割合の推移>



資料：国勢調査

### <核家族世帯の状況>

|                | 平成 22 年 |       | 平成 27 年 |       | 令和 2 年 |       |
|----------------|---------|-------|---------|-------|--------|-------|
|                | 世帯数     | 割合    | 世帯数     | 割合    | 世帯数    | 割合    |
| 核家族世帯          | 2,318   | —     | 2,317   | —     | 2,406  | —     |
| うち夫婦のみの世帯      | 843     | 36.4% | 879     | 37.9% | 934    | 38.8% |
| うち夫婦と子どもから成る世帯 | 1,099   | 47.4% | 1,034   | 44.6% | 1,029  | 42.8% |
| うち男親と子どもから成る世帯 | 63      | 2.7%  | 72      | 3.1%  | 85     | 3.5%  |
| うち女親と子どもから成る世帯 | 313     | 13.5% | 332     | 14.3% | 358    | 14.9% |

資料：国勢調査

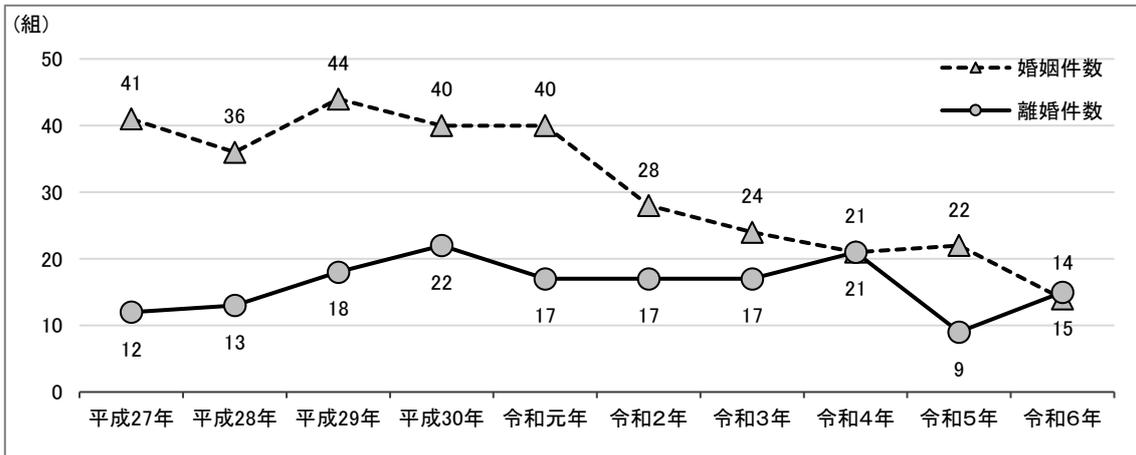
## (2) 結婚・出産の状況

婚姻件数は減少傾向にあり、特に令和2年から大幅に減少しています。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響があったものと考えられますが、令和6年時点でも婚姻件数の回復はみられず、出生数への影響が懸念されます。

離婚件数は、令和5年は9組に減少しましたが、おおむね2桁台で推移しています。

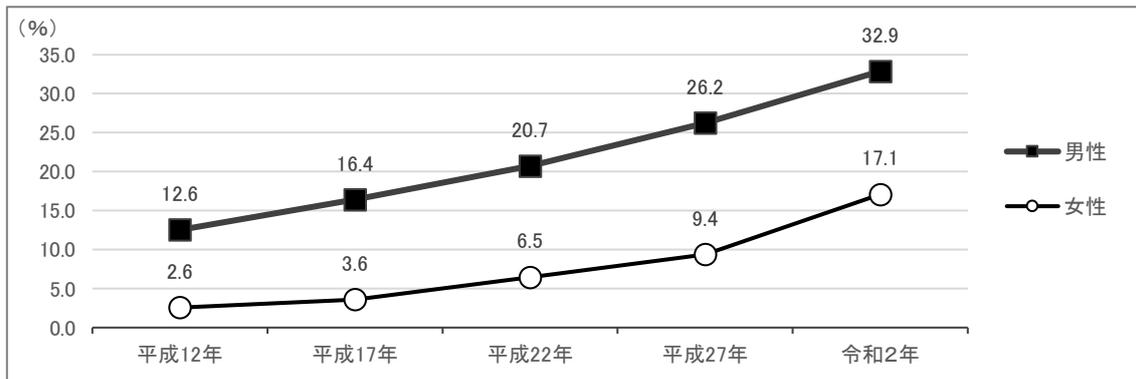
<離婚数・婚姻数の推移>



資料：人口動態調査

また、50歳まで一度も結婚をしたことがない人の割合（50歳時未婚率<sup>5</sup>）をみると、平成12年は男性12.6%、女性2.6%となっていました。この20年間で大幅に上昇し、令和2年は男性で30%を超え、女性でも15%以上となっています。

<50歳時未婚率の推移>



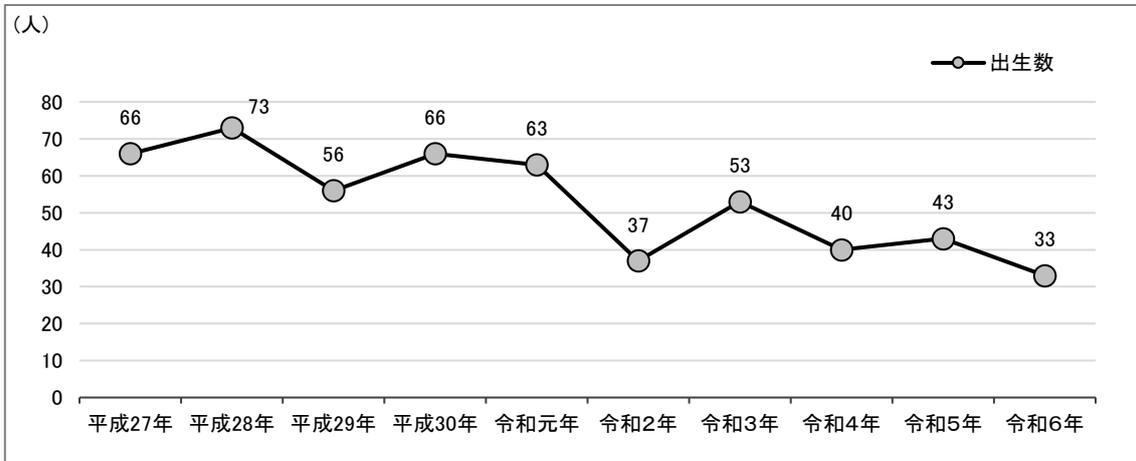
(注) 配偶関係「不詳」を除いて算出

資料：国勢調査

5 50歳時未婚率：「45～49歳」と「50～54歳」未婚率の平均値から、「50歳の未婚率」（結婚したことがない人の割合）を算出したもの。

平成 27 年以降の出生数の推移をみると、出生数は増減を繰り返しながらも、減少傾向で推移しています。

<出生数の推移>



資料：人口動態調査

また、合計特殊出生率<sup>6</sup>についても、増減を繰り返しながら減少傾向で推移しています。

千葉県や全国の水準と比較しても低くなっており、人口減少の加速が懸念されます。

<合計特殊出生率の推移・比較>

|     | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 令和<br>元年度 | 令和<br>2年度 | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 |
|-----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 東庄町 | 1.21       | 1.38       | 1.05       | 1.32       | 1.26      | 0.81      | 1.17      | 1.01      | 1.11      |
| 銚子市 | 1.14       | 1.04       | 1.12       | 0.94       | 1.01      | 0.98      | 0.77      | 0.86      | 0.67      |
| 旭市  | 1.46       | 1.42       | 1.43       | 1.28       | 1.26      | 1.36      | 1.30      | 1.18      | 1.38      |
| 香取市 | 1.20       | 1.16       | 1.15       | 1.17       | 1.05      | 1.27      | 0.97      | 1.04      | 0.93      |
| 多古町 | 1.49       | 1.04       | 1.23       | 1.12       | 1.06      | 1.00      | 0.97      | 1.12      | 1.23      |
| 神崎町 | 0.97       | 1.23       | 1.81       | 1.33       | 1.32      | 1.02      | 0.77      | 1.42      | 1.37      |
| 千葉県 | 1.38       | 1.35       | 1.34       | 1.34       | 1.28      | 1.27      | 1.21      | 1.18      | 1.14      |
| 全国  | 1.45       | 1.44       | 1.43       | 1.42       | 1.36      | 1.33      | 1.30      | 1.26      | 1.20      |

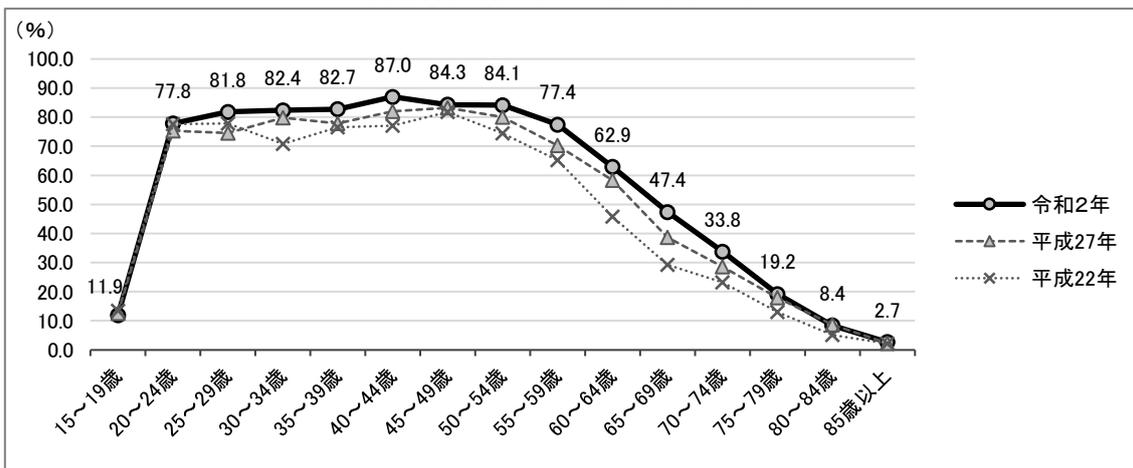
資料：千葉県「オープンデータ」

<sup>6</sup> 合計特殊出生率：「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

### (3) 就労分野における女性の参画状況

平成22年から令和2年にかけての年齢階級別女性の労働力率<sup>7</sup>をみると、ほとんどの年齢層で労働力率が上昇しています。また、平成22年は育児等が忙しくなる30歳代で労働力率が一度落ち込む、緩やかなM字カーブ<sup>8</sup>がみられますが、令和2年はほぼ落ち込みが見られない台形に近い形となっており、子育て期等にかかわらず働き続ける女性が増えていることがうかがえます。

<年齢階級別女性の労働力率の状況>

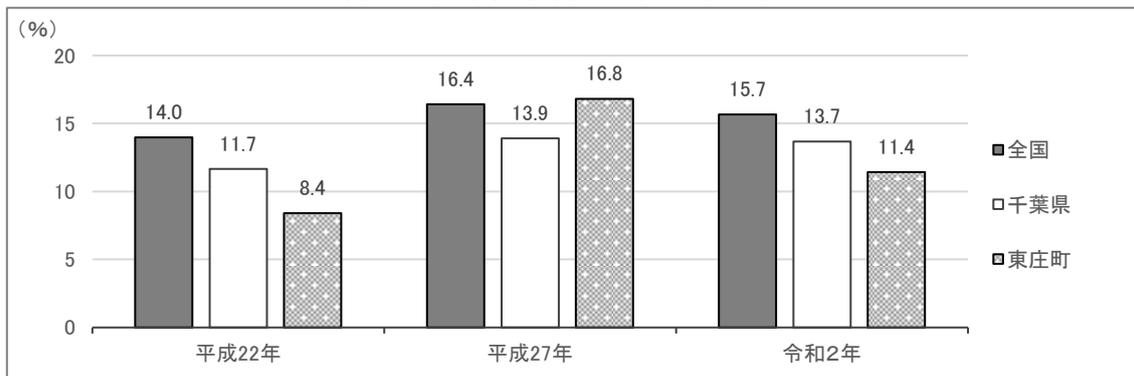


(注) グラフの数値は令和2年の数値

資料：国勢調査

管理的職業従事者<sup>9</sup>の女性比率をみると、平成27年は全国及び千葉県より高くなっていましたが、令和2年は大きく減少しています。

<管理的職業従事者の女性比率の状況>



(注) 管理的職業従事者の女性比率：女性の管理的職業従事者数 ÷ 管理的職業従事者総数 × 100

資料：国勢調査

<sup>7</sup> 労働力率：15歳以上人口に占める労働力人口（現在働いている人（就業者）と仕事を探している求職者（完全失業者）の合計）の割合のこと。

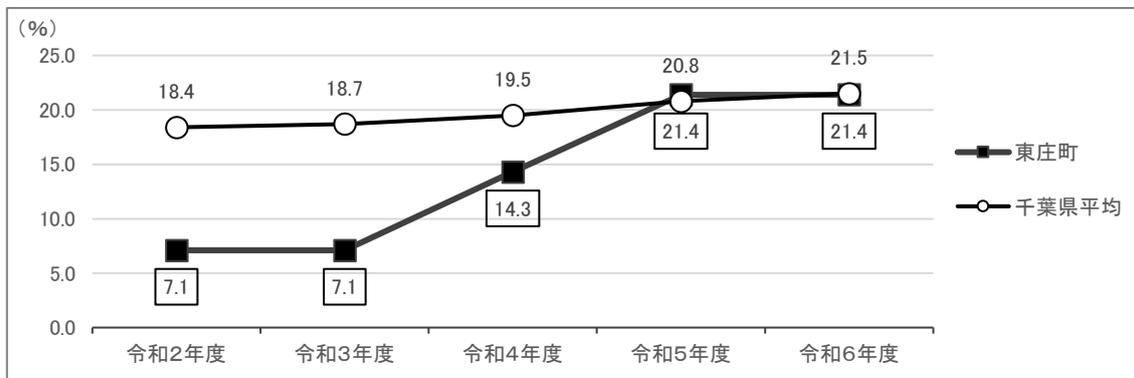
<sup>8</sup> M字カーブ：女性の年齢別労働力率をグラフで描くと、就学期を終えた20歳代に高くなり、結婚・出産期に当たる30歳代にかけて一時低下し、その後40歳代に再び上昇するM字型のカーブのこと。

<sup>9</sup> 管理的職業従事者：経営体の全体又は課（課相当を含む。）以上の内部組織の経営・管理の仕事に従事する人。国や地方公共団体の公選された公務員も含まれる。

#### (4) 政策・意思決定過程への女性の参画状況

町議会議員総数における女性議員の割合は、令和2年度は7.1%となっていました、徐々に増加して、令和6年度は21.4%と千葉県平均と同水準となっています。

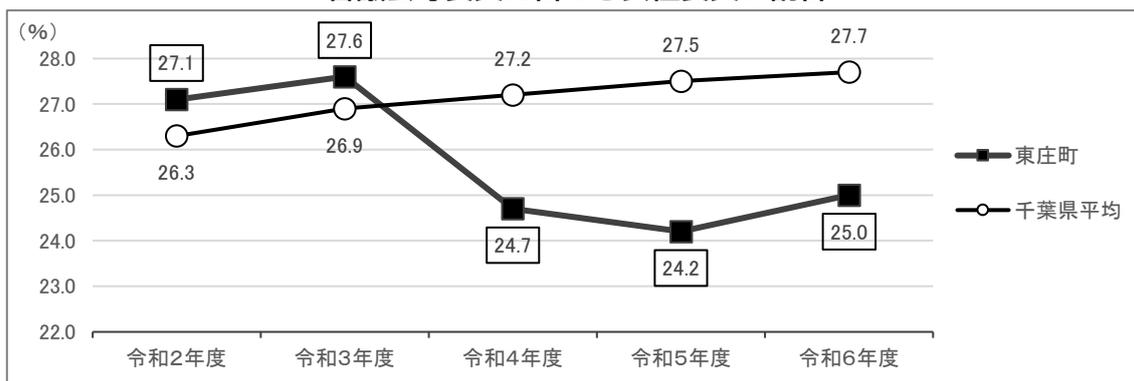
＜町議会議員総数における女性議員の割合＞



資料：内閣府「市区町村女性参画状況見える化マップ」

東庄町の審議会等委員に占める女性委員の割合は、令和3年度には27.6%でしたが、その後は減少しており令和6年度は25.0%となっています。

＜審議会等委員に占める女性委員の割合＞



資料：内閣府「市区町村女性参画状況見える化マップ」

#### (5) 男女の平等意識

本計画の策定に当たり、「まちづくりのための町民アンケート調査」（以下「アンケート調査」という。）を実施しました。この中で、町の男女共同参画社会づくりに関する問を設け、町民の意識及び実態の把握を行っています。

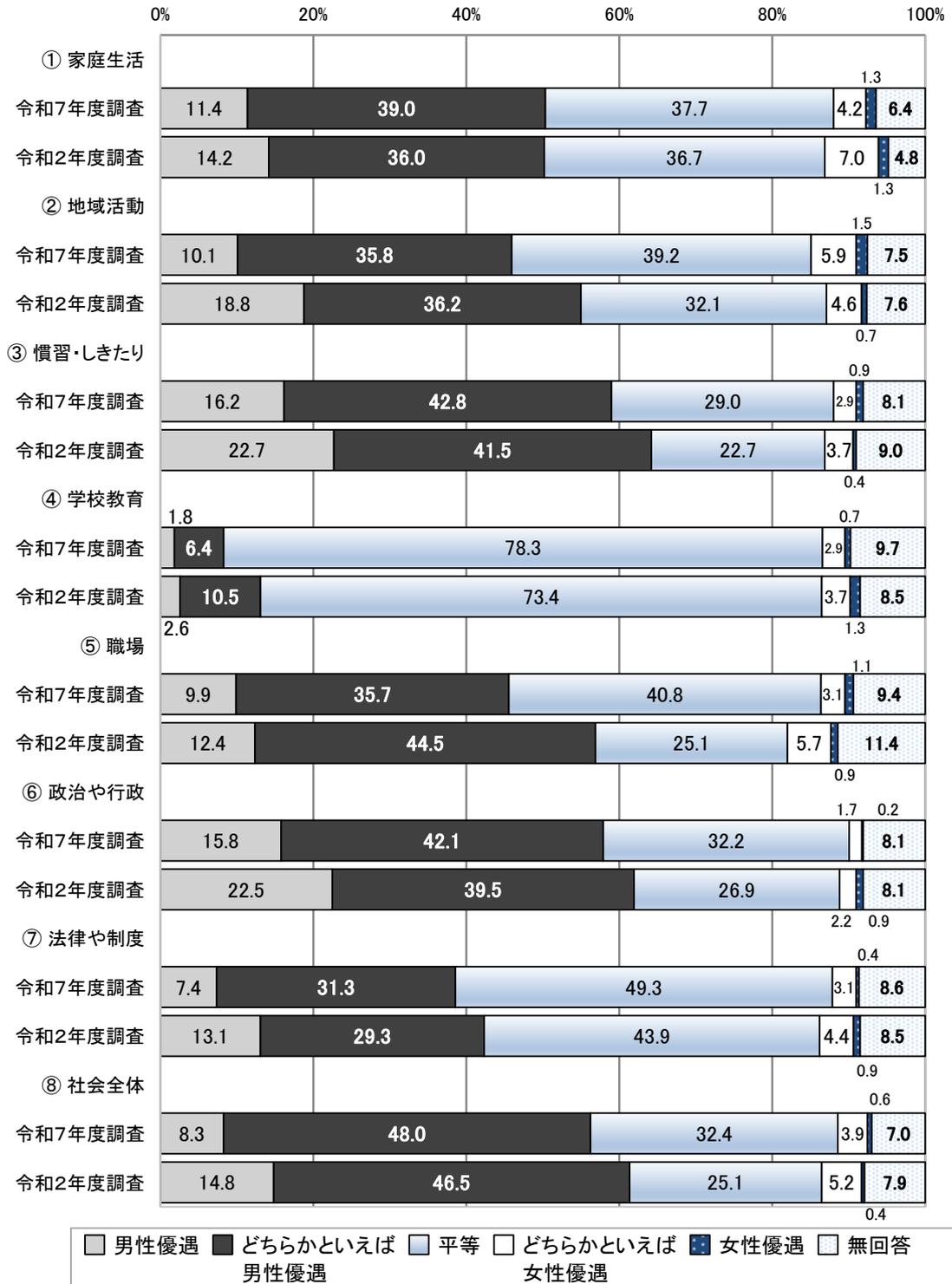
アンケート調査によると、男女平等意識についてはどの項目においても、“男性が優遇されている”とする回答が“女性が優遇されている”とする回答を上回っています。特に“男性が優遇されている”項目は、「③ 慣習・しきたり」が最も多く、次いで「⑥ 政治や行政」となっており、「⑧ 社会全体」についても56.3%の人が“男性が優遇されている”と回答しています。

一方で、令和2年度に実施した同様のアンケート調査（以下「令和2年度調査」という。）と比較すると、全ての項目で「平等」という回答割合が増加しており、徐々に男女共同参画の取組が浸透している様子がうかがえます。

<男女の平等意識（令和2年度調査との比較）>

Q 現在の社会において、男女どちらかが優遇されていると思いますか。

令和7年度調査 (n=544)  
令和2年度調査 (n=458)



## 2. 「第2次東庄町男女共同参画計画」の取組状況

「第2次東庄町男女共同参画計画」において、施策の進捗状況を把握するために設定した「男女共同参画の指標」の達成状況について、次のとおり評価区分を整理した上でとりまとめました。

| 評価区分 | 評価区分の設定基準  |
|------|--|
| A    | 実績値が令和7年度末時点の目標値と同値若しくはこれを上回ったもの                 |
| B    | 実績値は令和7年度末時点の目標値に達していないが、令和元年度の現状値より目標値に近づいているもの |
| C    | 現時点において、令和7年度末時点の目標値に達することが難しいもの                 |

「第2次東庄町男女共同参画計画」に基づく指標の達成状況等を取りまとめた結果は以下のとおりであり、全18指標のうち、目標を達成した「A」は10指標で、全体の55.6%となっています。また、目標に達していないものの、令和元年度の現状値より目標値に近づいている「B」は、5指標で27.8%となっています。

一方で、「C」については、3指標で16.7%が未達成となっています。「社会全体として」男女の平等性が「平等になっている」と思う人の割合が徐々に上昇しているなど、東庄町の男女共同参画は少しずつ進んでいる状況といえますが、目標の達成には至っていないことから、引き続き、家庭や地域、社会活動の場において男女ともに男女共同参画を意識できるよう、より一層の周知等による普及・啓発が求められます。

これらの結果を踏まえ、「A」となった指標については今後も継続した取組を行い、「B」や「C」となった指標についてはさらなる取組の改善と推進を図っていく必要があります。

### <達成状況の評価結果>

| 評価区分 | 基本目標Ⅰ<br>男女共同参画への意識づくり | 基本目標Ⅱ<br>男女共同参画への環境づくり | 基本目標Ⅲ<br>安心安全に暮らせるまちづくり | 合計 | 割合    |
|------|------------------------|------------------------|-------------------------|----|-------|
| A    | 3                      | 5                      | 2                       | 10 | 55.6% |
| B    | 3                      | 2                      | 0                       | 5  | 27.8% |
| C    | 1                      | 1                      | 1                       | 3  | 16.7% |
| 計    | 7                      | 8                      | 3                       | 18 |       |

(注) 割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

< 「第2次東庄町男女共同参画計画」における男女共同参画の指標の目標と実績 >

| 基本目標            | 施策の目標                                     | 現状<br>(令和元年度) | 目標         | 実績<br>(令和7年度) | 評価<br>区分 |
|-----------------|---|---------------|------------|---------------|----------|
| I               | 「社会全体として」男女の平等性が「平等になっている」と思う人の割合（住民意識調査） | 25.1%         | 40%        | 32.4%         | B        |
|                 | 広報誌や町ホームページ、SNS等を利用した男女共同参画の啓発            | 年1回程度         | 年2回        | 年2回           | A        |
|                 | 学校での男女の地位が平等になっている人の割合（住民意識調査）            | 73.4%         | 増加を目指します   | 78.3%         | A        |
|                 | 家庭教育学級での男女共同参画の視点に立った講座の開催                | -             | 小中学校各年1回   | 0回            | C        |
|                 | 一般職員研修の実施                                 | 年1回程度         | 年1回        | 1回            | A        |
|                 | 広報やホームページを利用したDV防止の啓発や相談窓口に関する情報提供        | 年1回程度         | 年2回        | 年1回           | B        |
|                 | DV対策庁内連絡会議の実施                             | 年1回程度         | 年2回        | 年1回           | B        |
| II              | 雇用労働分野のホームページアクセス数                        | 年178回         | 年300回      | 年841回         | A        |
|                 | 家族経営協定の締結数                                | 72戸           | 80戸        | 74戸           | B        |
|                 | 女性の認定農業者数                                 | 7人            | 15人        | 6人            | C        |
|                 | ワーク・ライフ・バランスの啓発                           | -             | 年2回        | 年2回           | A        |
|                 | 待機児童数                                     | 0人            | 0人         | 0人            | A        |
|                 | 広報やホームページ等を利用した、介護に関する相談窓口の周知             | 年1回           | 年2回        | 年2回           | A        |
|                 | 男性の育児休業取得率（町職員）                           | 0%            | 40%        | 50%           | A        |
| 審議会等における女性委員の割合 | 24.2%                                     | 40%           | 25.2%      | B             |          |
| III             | 健康診査やがん検診の受診率向上                           | 20.2%         | 受診率の向上を目指す | 19.2%         | C        |
|                 | 女性消防団の設立                                  | 0団体           | 1団体        | 1団体           | A        |
|                 | 避難訓練の実施（防災訓練）                             | 年2回           | 年2回以上      | 年2回           | A        |

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

男女共同参画社会基本法は、日本国憲法にうたわれている「個人の尊重」「法の下での平等」を前提に、男女共同参画社会の形成のため、「男女の人権の尊重」「社会における制度又は慣行についての配慮」「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」及び「国際的協調」の5つの基本理念を明らかにして、国、地方公共団体及び国民がこれらに関する取組を総合的かつ計画的に推進することを定めています。

本計画では、同法の趣旨を踏まえ、基本理念を以下のように掲げ、男女が互いにその人権を尊重しつつ、ともに喜びも責任も分かち合い、個人の個性や能力を十分に発揮し、一人ひとりが活躍できる社会を目指します。

**男女がともに認め合い笑顔で元気な社会**

### 2. 基本目標

基本理念を具現化するために、4つの基本目標を設定し、計画を推進します。

#### 基本目標Ⅰ あらゆる分野やステージにおける男女共同参画の促進

急速な少子高齢化・人口減少の進行、価値観の多様化が進む中で、活力のある持続可能な社会を目指すため、性別等によらず、様々な人が社会のあらゆる分野に主体的に参画し、ともに活躍できる地域づくりを進めます。

#### 基本目標Ⅱ 多様な働き方に対する支援の充実

男女が互いに協力し、支え合い、仕事と生活の調和がとれ、生涯を通じて充実した生活を送ることができるよう、誰もが働きやすい職場環境づくりの促進を図るとともに、働く場における女性への活躍支援を推進します。

#### 基本目標Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせるまちの実現

男女が生涯にわたって充実した豊かな生活を営むため、心とからだの健康づくりの促進を図るとともに、多様な困難を抱えるあらゆる人に対するきめ細かな支援の拡充を進めます。また、性別にかかわらず、暴力は犯罪となる行為を含む重大な人権侵害という基本的な視点の下、その予防と根絶に向けた啓発を推進します。

#### 基本目標Ⅳ 男女共同参画社会の実現に向けた意識変革と基盤整備

社会に根強く残る固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み・偏見（アンコンシャス・バイアス）を解消し、男女共同参画社会を実現するための意識変革や基盤整備を推進します。

### 3. 計画の体系

計画の基本目標を達成するため、次の体系により施策を展開します。

| 基本目標                                     | 施策の方向                    | 施策   |
|--|--------------------------|--|
| I あらゆる分野やステージにおける男女共同参画の促進               | 1. あらゆる分野における男女共同参画の促進   | ①地域における男女共同参画の促進<br>②町政における男女共同参画の促進                         |
|  | 2. ライフステージに応じた男女共同参画の促進  | ①家庭生活における男女共同参画の推進<br>②子育て・介護への支援                            |
| II 多様な働き方に対する支援の充実<br><br>女性活躍推進計画含む     | 1. 誰もが働きやすい職場環境づくり       | ①多様な働き方に対する支援<br>②雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保                    |
|  | 2. 働く場における女性への活躍支援       | ①就業（継続）・復職・起業への支援<br>②農林水産業、自営業等における男女共同参画の促進                |
| III 誰もが安全・安心に暮らせるまちの実現<br><br>DV防止基本計画含む | 1. あらゆる暴力の根絶と人権の尊重       | ①あらゆる暴力の発生を防ぐ環境づくり<br>②配偶者等による暴力被害者への支援体制の充実                 |
|  | 2. 誰もが安心して暮らせる環境の整備      | ①高齢者・障害者等の自立支援<br>②ひとり親家庭等の自立支援<br>③男女共同参画の視点に立った防災・復興の取組の推進 |
|  | 3. 心身の健康づくりの促進           | ①男女の健康支援の促進<br>②妊娠・出産等に関する健康支援                               |
| IV 男女共同参画社会の実現に向けた意識変革と基盤整備              | 1. 男女共同参画への意識啓発          | ①あらゆる人々にとっての男女共同参画の推進<br>②男女共同参画に関する調査、情報の収集・整備・提供           |
|  | 2. 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進 | ①学校教育・社会教育における男女共同参画の推進<br>②多様な選択を可能にし、個性を伸ばす教育・学習の充実        |
|  | 3. 推進体制の整備・強化            | ①庁内推進体制の充実<br>②国・千葉県等との連携強化<br>③計画の適正な進行管理                   |

## 4. 計画の評価指標

計画の体系に基づく男女共同参画に関する取組の進捗度を図るため、次の評価指標を設定し、目標の達成に努めます。

＜男女共同参画の評価指標一覧＞

| 基本目標<br>施策の方向      | 施策の目標                   | 現状<br>(令和7年度)   | 目標<br>(令和12年度)            | 担当課      |                   |
|--------------------|-------------------------|---|---------------------------|----------|-------------------|
| I                  | 1. あらゆる分野における男女共同参画の促進  | 審議会等における女性委員の割合   | 25.2%                     | 40%      | 総務課               |
|                    |                         | 町職員における女性管理職の割合（課長級、課長補佐級）  | 12.5%                     | 15%      | 総務課               |
|                    | 2. ライフステージに応じた男女共同参画の促進 | 家庭の家事をバランスよく分担されている（「分担されている」と「どちらかというと分担されている」の合計）と感じる人の割合（住民意識調査） | 54.3%                     | 増加を目指します | 総務課               |
|                    |                         | 待機児童数   | 0人                        | 0人       | 健康福祉課             |
|                    |                         | ファミリーサポートセンターの活動件数  | 95件                       | 増加を目指します | 健康福祉課             |
|                    |                         | 広報やホームページ等を利用した、介護に関する相談窓口の周知回数                                     | 年2回                       | 年2回      | 健康福祉課             |
|                    | II                      | 1. 誰もが働きやすい職場環境づくり  | 家庭や事業所へのワーク・ライフ・バランスの啓発回数 | 年2回      | 家庭：年2回<br>事業所：年2回 |
| 男性の育児休業取得率（町職員）    |                         |   | 50%                       | 100%     | 総務課               |
| 2. 働く場における女性への活躍支援 |                         | 家族経営協定の締結数  | 74戸                       | 80戸      | まちづくり課            |
|                    |                         | 女性の認定農業者数   | 6人                        | 15人      | まちづくり課            |

| 基本目標<br>施策の方向            |                     | 施策の目標                            | 現状<br>(令和7年度)                             | 目標<br>(令和12年度)       | 担当課          |     |
|--------------------------|---------------------|----------------------------------|---|----------------------|--------------|-----|
| III                      | 1. あらゆる暴力の根絶と人権の尊重  | 広報やホームページ等を利用したDV防止の啓発や相談窓口の周知回数 | 年1回                                       | 年2回                  | 総務課<br>健康福祉課 |     |
|                          |                     | DVを受けた人のうち相談した人の割合(住民意識調査)       | 35.5%                                     | 増加を目指します             | 総務課          |     |
|                          |                     | DV対策庁内連絡会議の実施回数                  | 年1回                                       | 年2回                  | 総務課          |     |
|                          | 2. 誰もが安心して暮らせる環境の整備 | こじゅりん体操の参加者数                     | 166人                                      | 増加を目指します             | 健康福祉課        |     |
|                          |                     | 女性消防団員数                          | 4人  | 増加を目指します             | 総務課          |     |
|                          |                     | 女性や子ども、障害者、外国人などに配慮した防災備蓄品目数     | 7品目                                       | 増加を目指します             | 総務課          |     |
|                          | 3. 心身の健康づくりの促進      | がん検診の受診率                         | 乳がん：77.7%<br>子宮頸がん：55.2%                  | 乳がん：80%<br>子宮頸がん：60% | 健康福祉課        |     |
|                          | IV                  | 1. 男女共同参画への意識啓発                  | 「社会全体として」男女の平等性が「平等になっている」と思う人の割合(住民意識調査) | 32.4%                | 40%          | 総務課 |
|                          |                     |                                  | 広報誌や町ホームページ等による男女共同参画や多様性に関する啓発回数         | 年2回                  | 年2回          | 総務課 |
| 2. 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進 |                     | 学校での男女の地位が平等になっている人の割合(住民意識調査)   | 78.3%                                     | 増加を目指します             | 教育課          |     |
|                          |                     | 小中学校における男女共同参画の視点に立った講座の開催回数     | 0回  | 小中学校各年1回             | 教育課          |     |
| 3. 推進体制の整備・強化            |                     | 計画の評価指標の進捗評価回数                   | 年1回                                       | 年1回                  | 総務課          |     |

## 第4章 施策の内容

### 基本目標Ⅰ あらゆる分野やステージにおける男女共同参画の促進

#### 施策の方向Ⅰ. あらゆる分野における男女共同参画の促進

##### <現状と課題>

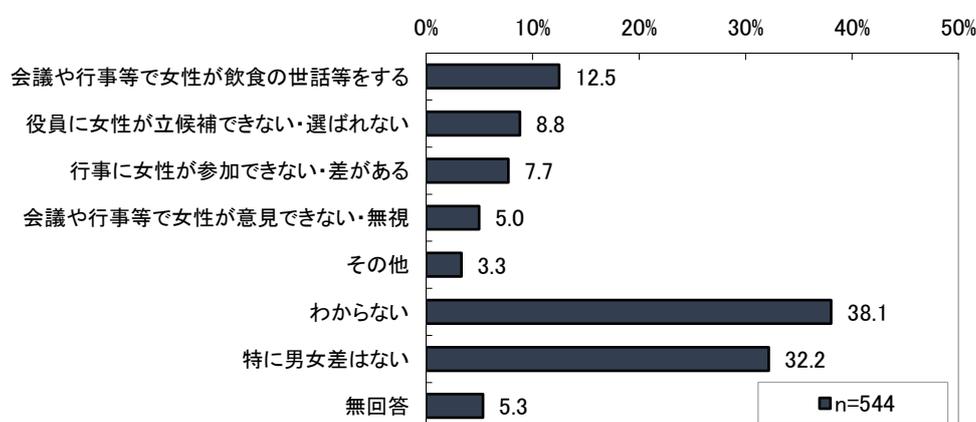
町の政策、方針決定の役割を果たしている審議会や委員会において女性の登用を進めることは、町のあらゆる施策に男女の意見を反映した男女共同参画の視点を取り入れることにつながります。しかし、政策・方針決定過程への女性の参画は十分とはいえず、審議会等の女性委員の割合は25.2%（令和7年度）と低い状況です。

また、地域では様々な団体が地域活動を行っていますが、団体の長や役員は男性が担っていることが多く見受けられます。

アンケート調査において、住んでいる地域等での男女差についてたずねたところ、「わからない」が最も多く、次いで「特に男女差はない」となっています。一方、男女差を感じる具体的な回答としては、「会議や行事等で女性が飲食の世話等をする」が12.5%となっています。

##### <住んでいる地域等での男女差について>

Q あなたの住んでいる地域等では、現在次のようなことがありますか。



男女共同参画社会の実現のためには、あらゆる分野の政策・方針決定過程に男女が共同して参画することが重要です。将来にわたり活力ある社会を構築するため、人材の活用、多様な視点の導入、新たな発想の取入れ等の観点から女性が積極的に参画できる環境整備に取り組む必要があります。

## <施策の方向と事業内容>

### ①地域における男女共同参画の促進

| 事業名                  | 事業内容                                  | 担当課 |
|----------------------|---------------------------------------|-----|
| 町内会、自治会への男女共同参画意識の啓発 | 町内会、自治会活動への男女共同参画意識の高揚を図ります。          | 総務課 |
| 生涯学習活動支援             | 町民の自主的学習活動やサークル活動などを支援し、リーダーの育成を図ります。 | 教育課 |

### ②町政における男女共同参画の促進

| 事業名             | 事業内容   | 担当課 |
|-----------------|--|-----|
| 審議会等への公募促進      | 広く町政に参画できるように、町民公募枠の設定について関係部署へ働きかけます。               | 総務課 |
| 審議会等への女性委員登用の促進 | 審議会や委員会等における女性委員の登用向上に向け、庁内関係各課へ働きかけます。              | 総務課 |
| 女性職員の登用促進       | 職員の意欲、能力等を十分考慮し、適材適所を基本に男女の区別なく職域拡大を図り、かつ女性の登用を進めます。 | 総務課 |

## 施策の方向 2. ライフステージに応じた男女共同参画の促進

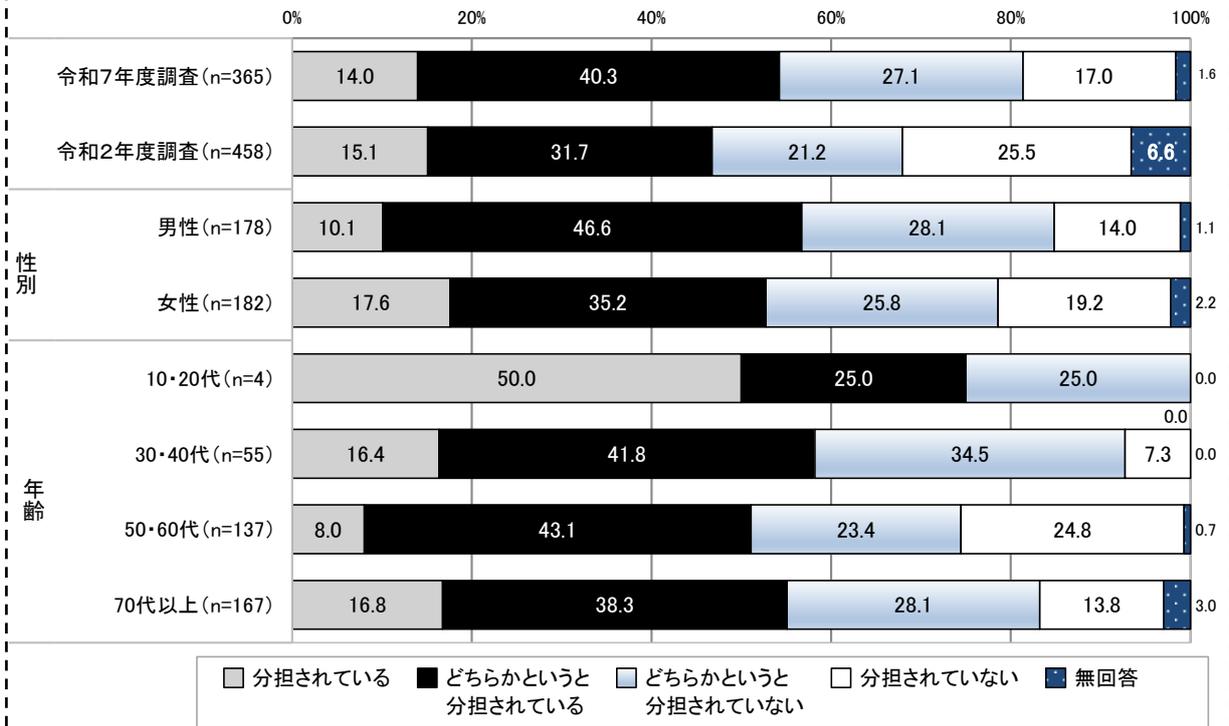
### <現状と課題>

男女がともに社会の様々な活動に参画していくためには、家族を構成する男女が相互に協力をするとともに、社会の支援を受けながら、家族の一員としての役割を円滑に果たし、家庭生活と仕事、地域活動等の活動にバランスをとって参画できる環境づくりが重要です。

アンケート調査によると、家庭で家事をバランスよく分担しているかについて、令和2年度調査では、“分担されている”（「分担されている」と「どちらかという分担されている」の合計46.8%）と“分担されていない”（「どちらかという分担されていない」と「分担されていない」の合計46.7%）でほぼ同率であったのに対し、今回の調査では、“分担されている”は54.3%、“分担されていない”は44.1%となり、約10ポイント差がみられるなど、家事の分担が浸透してきている傾向がみられます。

### <家庭で家事をバランスよく分担しているか>

Q あなたの家庭では、日常の家事が誰か一人の負担になることなくバランスよく分担されていますか。



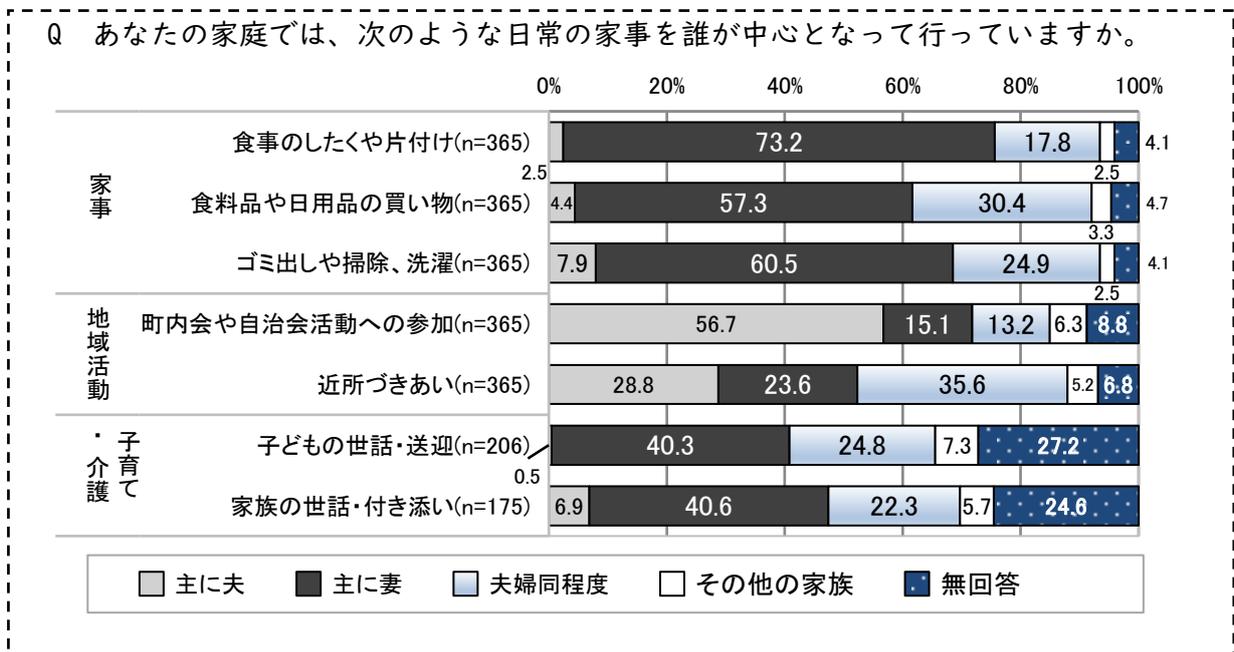
一方、家庭での日常の家事分担についてたずねたところ、依然として固定的な性別役割分担意識により家事、子育て・介護等家庭責任の大半は女性が担っています。

なお、介護については、子育てと異なり突発的に発生することや、介護を行う期間等も多様であることから、仕事との両立が困難となることも少なくありません。

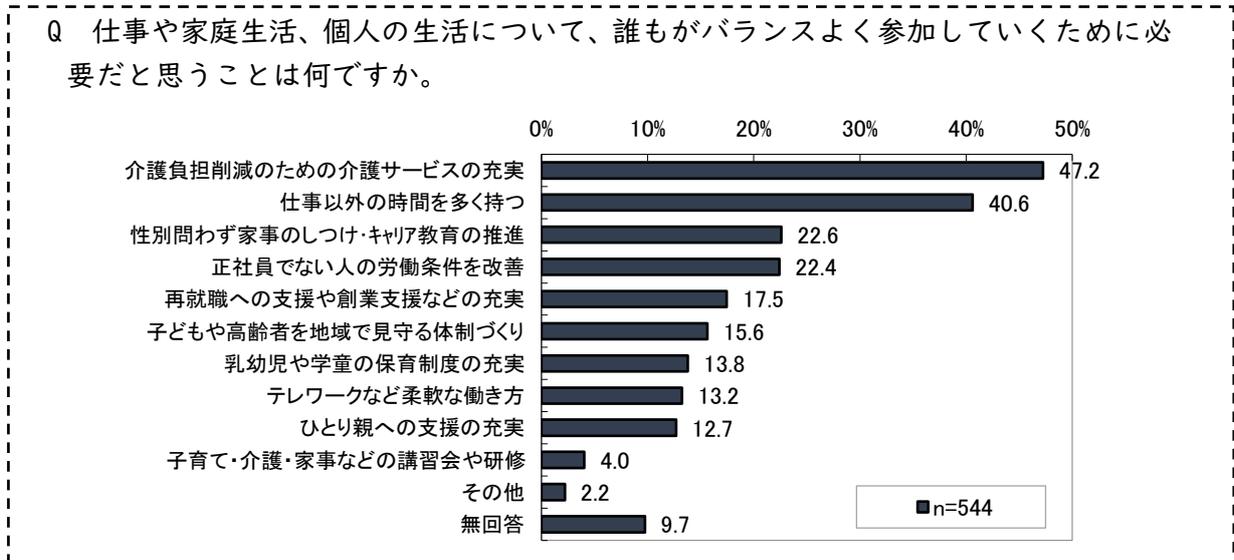
アンケート調査において、仕事や生活にバランスよく参加するために必要なこととして、「介護負担削減のための介護サービスの充実」が第1位にあげられている状況も踏まえ、介護支援等の充実や相談窓口の周知を図ることも必要です。

また、女性だけでなく男性にとっても、家庭生活に目を向けることは、高齢期を含めたあらゆるライフステージを充実して過ごす上でも重要な課題でもあります。

### <家庭での日常の家事の分担について>



### <仕事や生活にバランスよく参加するために必要なこと>



## <施策の方向と事業内容>

### ①家庭生活における男女共同参画の推進

| 事業名          | 事業内容                                     | 担当課 |
|--------------|--|-----|
| 固定的役割分担意識の解消 | 家事などにおける固定的役割分担意識の解消を図るため、広報・啓発活動を推進します。 | 総務課 |

### ②子育て・介護への支援

| 事業名          | 事業内容  | 担当課   |
|--------------|---|-------|
| 保育サービスの充実    | 仕事と子育てとの両立を支援し安心して働けるよう、多様なニーズに応じた保育制度の充実を図ります。 | 健康福祉課 |
| 子育てボランティアの育成 | 男女がともに子育てを支える意識の醸成を図り、地域で子育てを支えるボランティアの育成をします。  | 健康福祉課 |
| 介護サービス情報の提供  | 男女がともに介護を担うことができるよう、ライフスタイルに応じた介護サービス情報を提供します。  | 健康福祉課 |

## 基本目標Ⅱ 多様な働き方に対する支援の充実

### 施策の方向Ⅰ．誰もが働きやすい職場環境づくり

#### <現状と課題>

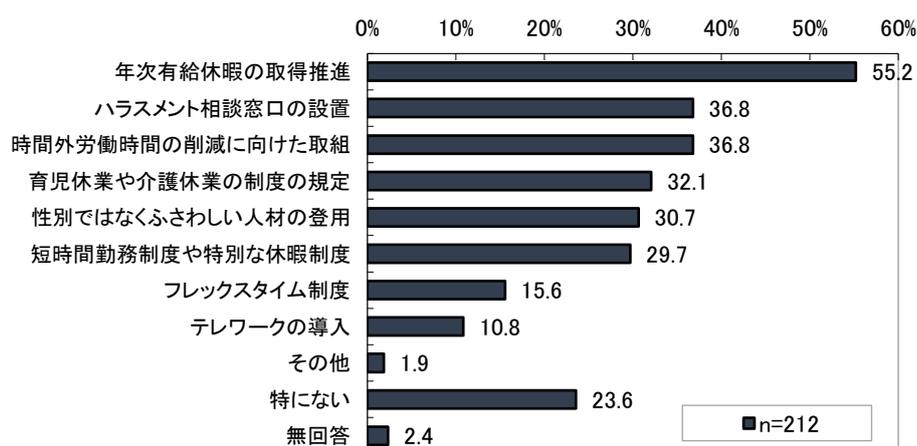
働く場において誰もがその能力を発揮するためには、長時間労働等を前提とした従来の働き方を見直し、多様で柔軟な働き方やワーク・ライフ・バランス<sup>10</sup>を実現することが重要となります。

平成28年4月に施行された女性活躍推進法については、これまでの取組を進めてもなお、女性の力が潜在化している現状を踏まえ、令和4年4月から一般事業主行動計画の策定・届出義務の対象が拡大されています。また、長時間労働の是正、正社員と非正規社員との間の不合理な待遇差をなくすための同一労働・同一賃金のための規定整備などの働き方改革関連法の施行や、パワー・ハラスメント対策の法制化など法制面での労働環境の整備・充実が図られています。

アンケート調査において、職場が行っている男女格差の解消や、仕事と家庭の両立をしやすいするための支援に関する取組や制度をたずねたところ、「年次有給休暇の取得推進」が第1位にあげられ、次いで「ハラスメント相談窓口の設置」「時間外労働時間の削減に向けた取組」が続いています。一方で、「特にない」という回答も2割を超えている状況を踏まえ、誰もが働きやすい職場環境の改善に向けた取組の促進を図っていくことが重要です。

#### <仕事と家庭の両立をしやすいための職場の取組や制度>

Q 職場における男女格差の解消や、仕事と家庭の両立をしやすいための支援として、あなたの職場が行っている取組や制度をお答えください。



<sup>10</sup> ワーク・ライフ・バランス:「仕事と生活の調和」と訳される。「仕事」と家庭生活や地域活動などの「仕事以外の活動」とのバランスをとり、多様な働き方や生き方が選択できるようにすること。企業にとってはワーク・ライフ・バランスを推進することにより、従業員の満足度の向上や優秀な人材の確保につながり、生産性や業績を上げる効果があるといわれている。

## <施策の方向と事業内容>

### ①多様な働き方に対する支援

| 事業名                                | 事業内容   | 担当課           |
|------------------------------------|--|---------------|
| 家庭へのワーク・ライフ・バランス意識の普及・啓発           | 仕事や家庭等の様々な活動を自らが希望する割合で調和したライフスタイルの実現に向け、ワーク・ライフ・バランス意識の普及・啓発を推進します。 | 総務課           |
| 事業所へのワーク・ライフ・バランス意識の普及・啓発や各種制度等の周知 | 事業所へのワーク・ライフ・バランス意識の普及・啓発を図り、長時間労働の是正やテレワークの導入、育児・介護休業制度等の拡充を推進します。  | 総務課<br>まちづくり課 |

### ②雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

| 事業名             | 事業内容  | 担当課    |
|-----------------|---|--------|
| 法律や制度などの周知徹底    | 「男女雇用機会均等法」や「女性活躍推進法」など雇用分野の法律や制度を、ホームページやチラシなどで周知します。                  | まちづくり課 |
| ハラスメントの防止       | 事業所に対してパワーハラスメントやセクシャルハラスメント、マタニティハラスメントなどの防止に関する情報提供を行います。             | まちづくり課 |
| 町男性職員の育児休業取得の促進 | 男性職員から配偶者の妊娠の申し出を受けた所属長に対し、出産育児に関する制度利用の意向確認の面接実施を義務付け、男性職員の育児参加を促進します。 | 総務課    |

## 施策の方向2. 働く場における女性への活躍支援

### <現状と課題>

就業は生活の経済的基盤であるとともに、自己実現につながるものであり、経済的自立は、男女のおかれた状況の違いなどを背景に生じている様々な課題を解消していく上で重要となります。特に女性については、働く場において様々な課題に直面することが多いため、支援する必要があります。

東庄町においては、年齢階級別女性の労働力率をみても、いわゆるM字カーブはみられず、子育て期等にかかわらず働き続ける女性が増えていることがうかがえますが、継続就業を望んでいる女性が子育て・介護等により就業を中断することなく継続できるよう、引き続き支援していくとともに、就業を中断した女性の意欲と能力を生かす再就職、さらには起業などの支援が重要となります。

また、東庄町は農業が主要産業であり女性の農業就業率も高くなっています。振興、活性化において女性の果たす役割は大きいものの、評価や経営への参画は進んでいない状況にあります。女性の経営への参画を促し、就労環境の向上に働きかけていくことが重要です。

### <施策の方向と事業内容>

#### ①就業（継続）・復職・起業への支援

| 事業名             | 事業内容                                  | 担当課    |
|-----------------|---------------------------------------|--------|
| 就労や再就職に関する情報の提供 | ハローワーク等と連携を図りながら、就労や再就職に関する情報提供を行います。 | まちづくり課 |
| 起業への支援促進        | 起業希望者への情報提供、学習機会の提供を通じて支援を行います。       | まちづくり課 |

#### ②農林水産業、自営業等における男女共同参画の促進

| 事業名                        | 事業内容                                  | 担当課    |
|----------------------------|---------------------------------------|--------|
| 家族経営協定 <sup>11</sup> の締結促進 | 家族の就業条件を明確化する家族経営協定の締結を促進します。         | まちづくり課 |
| 農業士の認定促進                   | 女性の農業士の認定を促進します。                      | まちづくり課 |
| 商工会との連携・協力                 | 商工会を通じて、自営業者等に男女共同参画社会づくりに対する理解を求めます。 | まちづくり課 |

<sup>11</sup> 家族経営協定：農林漁業経営を担っている家族全員が、意欲とやりがいを持って参画できる経営を目指して、経営方針や役割分担、報酬・休日等の就業条件などについて話し合い、取り決めたルールを文書で結ぶこと。

## 基本目標Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせるまちの実現

### 施策の方向Ⅰ. あらゆる暴力の根絶と人権の尊重

#### <現状と課題>

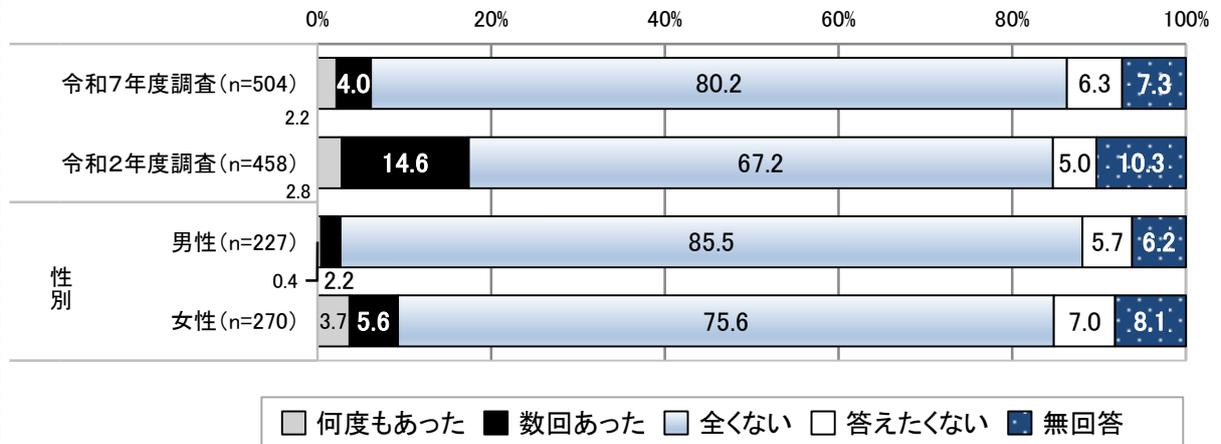
人権の尊重は社会の基礎となるものであり、男女共同参画社会の実現には不可欠なものです。人間としての尊厳を踏みにじり侵害する暴力は、身体的暴力だけでなく、精神的、性的暴力など様々な形で社会に存在しています。それがどんな形のものであっても、いかなる理由でも決して許されるべきではありません。

アンケート調査によると、配偶者等からの暴力を受けた経験が「何度もあった」と答えた人は2.2%、また、「数回あった」と答えた人は4.0%であり、令和2年度調査と比べると「数回あった」が約10ポイント減少しています。

一方で、誰かに相談した人は、そのうちの35.5%にとどまり、29.0%の人は「相談できなかった」、また、35.5%の人は「相談しようと思わなかった」と回答するなど、家庭内や交際相手からの暴力については他人に相談しにくいことから、相談をためらう人もいる様子が見えてきます。

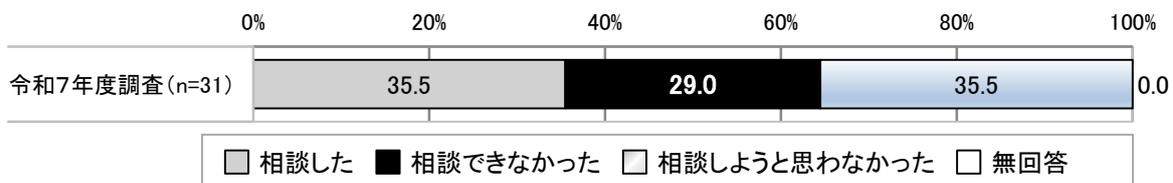
#### <配偶者・パートナーから暴力を受けたことの有無>

Q あなたはこれまでに、あなたの配偶者やパートナー、交際相手から暴力を受けたことはありますか。



#### <暴力を受けたことに関する相談の有無>

Q あなたはこれまでにそのことを誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。

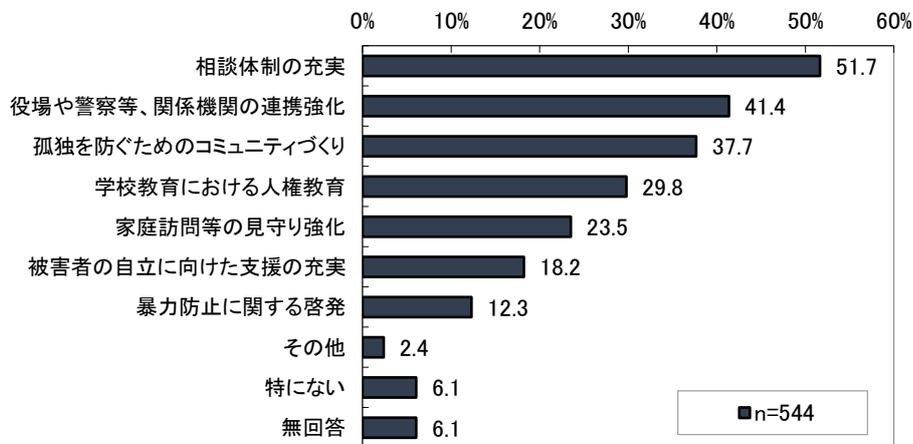


また、あらゆる暴力を防止するために、こういったことが必要だと思いかという問いに対しては、「相談体制の充実」が第1位にあげられ、次いで「役場や警察等、関係機関の連携強化」「孤独を防ぐためのコミュニティづくり」となっています。

こういった状況を踏まえ、千葉県や民間団体との連携を図りながら、DV根絶に向けて広報啓発を一層強化するとともに、平常時だけでなく、非常時にも機能する相談体制の充実や、DV被害者の保護と生活再建支援などに重点的に取り組んでいく必要があります。

### <あらゆる暴力を防止するために必要なこと>

Q 配偶者やパートナーだけでなく、高齢者や子どもに対する暴力も存在しています。あらゆる暴力を防止するためには、こういったことが必要だと思いますか。



### <施策の方向と事業内容>

#### ①あらゆる暴力の発生を防ぐ環境づくり

| 事業名                           | 事業内容  | 担当課          |
|-------------------------------|---|--------------|
| DV等暴力の根絶に向けた啓発活動              | 様々な世代に向けた広報啓発活動等によりDV防止やデートDV <sup>12</sup> 、性暴力・性犯罪に関する啓発活動を行います | 総務課<br>健康福祉課 |
| 児童虐待防止・予防に関する啓発               | 児童虐待防止・予防に関する啓発を行います。   | 健康福祉課        |
| 見守りネットワーク等による高齢者や障害者等の虐待予防の推進 | 地域における見守りネットワークの推進や職員による相談対応の充実により、高齢者や障害者等に対する虐待を未然に防ぎます。        | 健康福祉課        |

<sup>12</sup> デートDV: 恋人などの密接な関係にあるものからの暴力。身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等あらゆる形の暴力が含まれる。

| 事業名                | 事業内容  | 担当課    |
|--------------------|---|--------|
| ハラスメントの防止 [再掲]     | 事業所に対してパワーハラスメントやセクシャルハラスメント、マタニティハラスメントなどの防止に関する情報提供を行います。 | まちづくり課 |
| 子どもを守る地域のネットワークの強化 | 家庭訪問や相談を通じて、DVや虐待の早期発見に努めます。                                | 健康福祉課  |
| 人権侵害に対する相談等の充実     | 人権擁護委員と連携し、人権相談や人権教育に努めます。                                  | 町民課    |

## ②配偶者等による暴力被害者への支援体制の充実

| 事業名               | 事業内容   | 担当課          |
|-------------------|--|--------------|
| DV相談窓口の周知         | 被害者からの早期の相談につながるよう相談窓口の周知に努めます。                            | 総務課<br>健康福祉課 |
| DV被害者自立支援の充実      | DV被害者等の自立に向け、関係機関と連携した切れ目のない支援を行います。                       | 健康福祉課        |
| DV対策の庁内連携強化       | 被害者へ適切な支援を行うため、DV対策庁内連絡会議を設置し、関係部署との情報共有と連携体制の強化を図ります。     | 総務課          |
| 犯罪被害者等の支援の充実      | 県や警察等と連携し、犯罪被害者等への生活支援、心の支援等、被害者等に寄り添った支援に取り組みます。          | 総務課          |
| 安全確保のための緊急避難支援の充実 | 配偶者暴力相談支援センターの一時保護を受けることができない場合等、必要に応じて緊急一時避難支援費用の助成を行います。 | 総務課<br>健康福祉課 |

## 施策の方向 2. 誰もが安心して暮らせる環境の整備

### <現状と課題>

令和2年10月1日時点の東庄町の65歳以上の人口割合は39.3%で、今後も増加傾向で推移していく見込みです。また、近年では、孤独死、老老介護、高齢者虐待や厳しい社会・経済情勢の中での貧困層の増加などが社会問題となっています。全国的な傾向から、高齢女性の単独世帯の経済的基盤が脆弱であることや、高齢男性の地域における孤立が深刻化していることを踏まえ、高齢者が安心して暮らせる地域社会づくりを進めていく必要があります。

また、障害のある人が自立した生活を送り積極的に社会参加をするための支援の構築や、福祉サービスの充実を図ることが必要です。

さらに、東庄町ではひとり親家庭の割合が増加している状況であり、ひとり親家庭では仕事、家事、子育てを、母親か父親のいずれかが全て担う必要があります。経済・教育・健康面などで不安や負担が大きくなっています。多くのひとり親家庭は、経済的に厳しい状況に置かれており、生活の安定と、養育される子どもの健全な成長のため個々の態様に応じたきめ細かな自立支援が必要です。

このほか、東日本大震災以降も令和元年房総半島台風や集中豪雨など激甚化する自然災害が発生しています。災害時でも安心して避難所等で生活をおくれるよう、女性用品・乳幼児品の備蓄など、様々な視点を取り入れた防災用品の整備を進めるとともに、男女共同参画の視点に立った防災・復興体制を構築するための取組を推進していくことが重要です。

### <施策の方向と事業の内容>

#### ①高齢者・障害者等の自立支援

| 事業名        | 事業内容  | 担当課   |
|------------|---|-------|
| 介護予防の促進    | 介護予防教室の充実を図るとともに、町民が主体的に行う健康づくり活動への支援を行います。 | 健康福祉課 |
| 障害者の就労支援   | 障害のある人が社会的・経済的に自立して生活するため、各機関と連携し就労を支援します。  | 健康福祉課 |
| 相談支援体制の充実  | 高齢者、障害者等の様々な相談に応じた情報の提供及び助言等を行います。          | 健康福祉課 |
| 生きがいづくりの推進 | 自らの能力や経験を生かし、社会に参画できる地域交流を推進します。            | 健康福祉課 |

②ひとり親家庭等の自立支援

| 事業名          | 事業内容                             | 担当課   |
|--------------|----------------------------------|-------|
| ひとり親家庭等の自立支援 | 自立に必要な情報提供や各種手当の支給等、生活の安定を図ります。  | 健康福祉課 |
| 就労支援         | 就労経験の乏しい母子家庭等に、就労に向けての情報提供を行います。 | 健康福祉課 |

③男女共同参画の視点に立った防災・復興の取組の推進

| 事業名                | 事業内容                                     | 担当課 |
|--------------------|--|-----|
| 様々な視点を取り入れた防災用品の整備 | 女性や子ども、障害者、外国人などの様々な視点を取り入れた備蓄品の整備を行います。 | 総務課 |
| 防災ボランティア・防災組織の育成   | 防災ボランティア等を育成し、自主的な対応が取れる体制づくりを目指します。     | 総務課 |
| 町消防団への女性参画促進       | 町の消防活動の活性化のため、女性の入団促進に努めます。              | 総務課 |

## 施策の方向3. 心身の健康づくりの促進

### <現状と課題>

男女がお互いの身体的性差を理解し合い、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会形成に当たっての前提といえます。

そのためには、それぞれが健康管理とライフスタイルに応じた健康づくりについて主体的に行動し、健康を享受できるようにしていくための健康教育、相談体制等に積極的に取り組んでいくことが重要です。また、性差による特有の病気や発症率の高い病気に着目した疾病予防も行う必要があります。

さらに、働く女性の増加や出産年齢の高齢化など社会の変化により妊娠・出産・子育て期における健康管理の充実がますます重要になっており、切れ目のない支援体制の充実が必要です。

### <施策の方向と事業の内容>

#### ①男女の健康支援の促進

| 事業名              | 事業内容  | 担当課          |
|------------------|---|--------------|
| 生涯にわたる健康づくりの支援   | 年代や生活環境に応じた健康教育や、疾病予防などに関する正しい知識の普及・啓発を行います。    | 健康福祉課        |
| 性差に応じた健康支援の推進    | 男女の性差に配慮した健康づくりと生活習慣病予防を推進し、各種健康診断の受診率の向上を図ります。 | 健康福祉課        |
| 思春期教育の充実         | 思春期の子どもの心とからだの健全な育成を目指した啓発を行います。                | 健康福祉課<br>教育課 |
| スポーツを通じた健康の保持・増進 | 老若男女問わずスポーツに親しむことができる機会の整備に努めます。                | 教育課          |

#### ②妊娠・出産等に関する健康支援

| 事業名              | 事業内容   | 担当課   |
|------------------|--|-------|
| 母子保健体制の充実        | 安心して妊娠・出産できるように健診や相談等、母子保健体制の充実を図ります。              | 健康福祉課 |
| 不妊・不育に関する支援体制の充実 | 不妊・不育に関する相談支援体制の確保と情報提供の充実を図るとともに、不育症に対する支援を実施します。 | 健康福祉課 |

## 基本目標Ⅳ 男女共同参画社会の実現に向けた意識変革と基盤整備

### 施策の方向Ⅰ. 男女共同参画への意識啓発

#### <現状と課題>

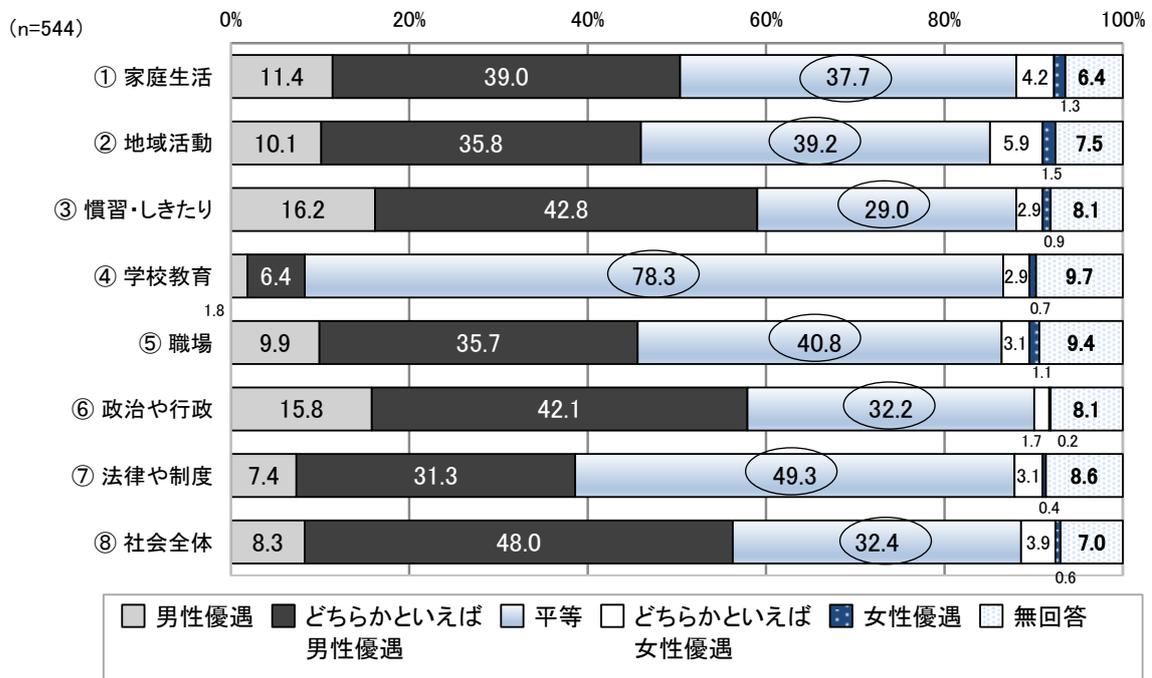
男女共同参画社会とは、男女が、互いにその人権を尊重しつつ、ともに責任も分かち合い、男性も女性も個性と能力を十分に発揮することができる社会のことです。

男女共同参画社会の実現に向けた取組は、法律や制度の面での整備は進んできましたが、アンケート調査において、社会における男女の平等意識をたずねたところ、社会全体では「男性優遇」「どちらかといえば男性優遇」を選択している割合が半数を超え、「平等」と答えている割合は32.4%にとどまりました。

全ての人々が、職場、地域、家庭などあらゆる場面で活躍し、平等と感じられる社会を実現するためには、女性だけでなく、男性、高齢者、若者、子ども等あらゆる人々に対する男女共同参画への意識づくりが必要です。

#### <男女の平等意識>

Q 現在の社会において、男女どちらかが優遇されていると思いますか。



また、社会制度や慣行は、それぞれの目的や経緯をもって生まれてきたものですが、男女共同参画社会の形成という視点から見た場合、表立って性別による区別を設けていない場合でも、男女の置かれている立場の違いなどを反映して、結果的に男女の自由な活動の選択をしにくくしたり、男女不平等な取扱いになっていたりする場合があります。

このような意識は、時代とともに変わりつつあるものの、幼少のころから長年にわたり形成されてきたものであるため、誰しもが持っているものであり、未だ根強く残っていることから、この解消に向けて、男女ともに多様なライフスタイルを柔軟に選択できる社会の実現に向けて見直していく必要があります。

## <施策の方向と事業内容>

### ①あらゆる人々にとっての男女共同参画の推進

| 事業名                 | 事業内容   | 担当課 |
|---------------------|--|-----|
| 男女共同参画社会づくりに向けた啓発事業 | 様々な機会や媒体を通じ、男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発活動を推進します。                        | 総務課 |
| 性的マイノリティに関する意識啓発    | 性的指向や性自認によって生きづらい環境が生じないように、LGBTQ等の性的マイノリティに関する理解促進のための啓発を実施します。 | 総務課 |

### ②男女共同参画に関する調査、情報の収集・整備・提供

| 事業名                 | 事業内容   | 担当課 |
|---------------------|--|-----|
| 住民意識調査の実施           | 男女共同参画に関する意識や現状・課題を把握するため、意識調査を実施します。                | 総務課 |
| 町の刊行物における表現の配慮      | 町で発行する広報誌などの表現が、国籍や性別による固定的な役割分担にとらわれない表現となるよう配慮します。 | 総務課 |
| 男女共同参画関連図書の閲覧・貸出の実施 | 男女共同参画に関する図書や資料を収集し、閲覧・貸出を行い、啓発活動を推進します。             | 教育課 |

## 施策の方向 2. 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

### <現状と課題>

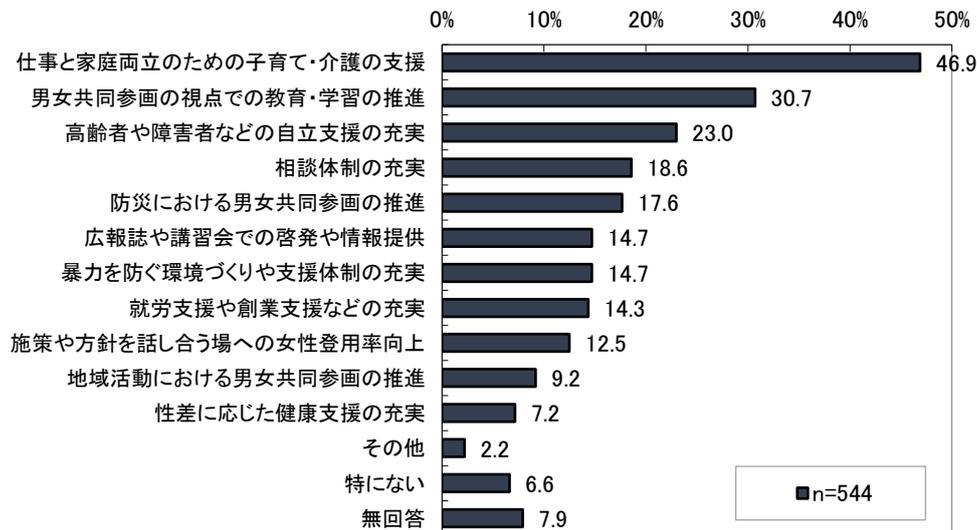
男女共同参画社会を実現するためには、男女ともに自立して個性と能力を発揮し、社会形成に参画する必要がある、その基礎となるのが教育・学習です。

前述のとおり、アンケート調査による“学校教育”での男女平等意識は「平等である」が78.3%を占め、他の分野に比べると相対的に男女の平等意識が高くなっています。

一方で、男女共同参画社会の実現に向けて町が重点的に行う必要があるものは何かという問いに対し、「男女共同参画の視点での教育・学習の推進」と答えた割合は30.7%で第2位となっており、引き続き教育や学習の充実を図ることが求められます。

### <男女共同参画社会実現のために重点的に行うべきこと>

Q 男女共同参画による、誰もが尊重しあえる社会を実現するため、町が重点的に行うべきことは何だと思いますか。



学校教育においては、児童・生徒の発達段階に応じて、人権尊重、男女平等や男女相互の理解と協力の重要性について指導の充実を図り、一人ひとりがその個性と能力を伸ばしていくことのできる教育の推進が必要です。また、教職員に対して、男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画を推進することができるよう研修等の取組を促進することが必要です。

社会教育においては、誰もが生涯を通じて男女共同参画の意識を高めることができる機会の充実や、家庭教育の支援、家庭・地域生活における男女共同参画への理解の浸透を推進することが重要です。

## <施策の方向と事業内容>

### ①学校教育・社会教育における男女共同参画の推進

| 事業名          | 事業内容  | 担当課 |
|--------------|---|-----|
| 男女平等、人権教育の推進 | 発達段階に応じた人権尊重や人権教育を推進します。                                    | 教育課 |
| 教育相談の充実      | 交友関係などの悩みを相談できる窓口の充実を図ります。                                  | 教育課 |
| 各種講座の開催      | 男女共同参画の視点を盛り込んだ講座の開催に努めます。                                  | 教育課 |
| 教職員研修の充実     | 個性を育む指導ができるよう、教職員の資質向上、意識啓発を図ります。                           | 教育課 |
| 家庭教育学級の実施    | 子どもの健やかな成長と豊かな人格形成のため、家庭教育学級の充実を図るとともに保護者が参加しやすい環境づくりに努めます。 | 教育課 |
| 国際理解教育の推進    | 小・中学校において、外国人英語講師（ALT）等を活用し、国際理解教育の一層の推進に努めます。              | 教育課 |

### ②多様な選択を可能にし、個性を伸ばす教育・学習の充実

| 事業名                      | 事業内容                                       | 担当課 |
|--------------------------|--|-----|
| キャリア教育 <sup>13</sup> の推進 | 性別にかかわらず、一人ひとりの個性と能力を伸ばせる教育・学習機会の充実を目指します。 | 教育課 |

<sup>13</sup> キャリア教育：子どもたちが「生きる力」を身に付け、社会の変化に流されることなく様々な課題に柔軟にかつたくましく対応し、社会人、職業人として自立していくことができるようにする教育。

## 施策の方向 3. 推進体制の整備・強化

### <現状と課題>

男女共同参画社会を実現していくためには、本計画に定めた内容を効果的に実施していくことが重要であり、また、地域における男女共同参画を推進するに当たっては、町だけではなく、町民や民間団体等、多様な主体と連携し取り組んでいく必要があります。

東庄町では、男女共同参画社会の形成に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、「東庄町男女共同参画計画策定委員会」及びその下部組織である「東庄町男女共同参画計画策定委員会作業部会」の活用を図り、全庁的な取組を推進してきました。

取組の内容については、総務課が中心となり、施策の実施状況や指標の達成度を把握・評価するとともに、庁内において職員の意識を高め、関係各課と協議・連携調整を行い、総合的に施策を推進、管理してきました。

引き続き男女共同参画社会の実現に向け、町民、事業者、町がそれぞれの責務を果たし、連携・協力していくことで、より効果的に男女共同参画を推進することが期待されます。

また、国・千葉県や他の地方公共団体等と情報交換や要望を行ったり、連携するなどして、重層的な体制で男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進することが必要です。

### <施策の方向と事業内容>

#### ① 庁内推進体制の充実

| 事業名                    | 事業内容  | 担当課 |
|------------------------|---|-----|
| 「東庄町男女共同参画計画策定委員会」等の運営 | 庁内における男女共同参画推進のための組織である「東庄町男女共同参画計画策定委員会」及びその下部組織である「東庄町男女共同参画計画策定委員会作業部会」を活用し、庁内の横断的な情報共有や全庁的な各取組を推進します。 | 総務課 |
| 男女共同参画の周知及び啓発          | 職員に対する男女共同参画の周知及び啓発を行います。   | 総務課 |

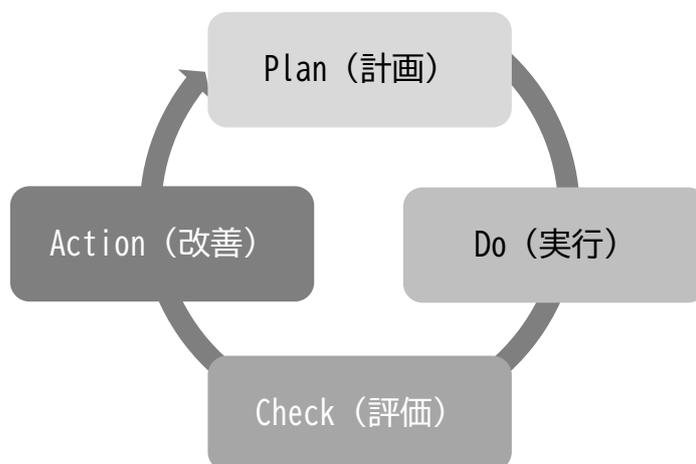
#### ② 国・千葉県等との連携強化

| 事業名       | 事業内容                              | 担当課 |
|-----------|-----------------------------------|-----|
| 国・千葉県との連携 | 国、千葉県と連携を図り、相互協力して効果的な施策の推進に努めます。 | 総務課 |
| 他市町村との連携  | 他市町村との情報交換を図り、より良い男女共同参画施策につなげます。 | 総務課 |

| 事業名                 | 事業内容                          | 担当課 |
|---------------------|-------------------------------|-----|
| 千葉県男女共同参画地域推進員制度の活用 | 地域推進員と連携を図り、地域に合った施策の推進を行います。 | 総務課 |

### ③計画の適正な進行管理

| 事業名               | 事業内容   | 担当課 |
|-------------------|--|-----|
| 評価指標及びPDCAサイクルの活用 | 客観的に計画の達成状況を判断できるよう、基本目標ごとに達成を目指す「評価指標」を設定します。また、設定した指標の目標を目安に、進捗状況の点検・評価を「PDCAサイクル」を活用して行います。 | 総務課 |
| 庁内関係課との連携         | 庁内各課と連携し、計画の進行状況を検証します。また、点検・評価の結果を踏まえ、各種施策の推進体制の見直しを行い、計画の適正管理に努めます。                          | 総務課 |



第3次東庄町男女共同参画計画

令和8年3月

発行：千葉県香取郡東庄町

編集：総務課

〒289-0692

千葉県香取郡東庄町笹川い 4713-131

TEL：0478-86-1111（代表）

FAX：0478-86-4051

URL：<https://www.town.tohnosho.chiba.jp/>